

○中標津町地域まちづくり事業補助金交付要綱

平成17年6月7日要綱第18号

中標津町地域まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中標津町都市計画マスタープランにおける、地域別のまちづくり構想等の実現に向けて、地域自ら取り組む町民協働のまちづくりを推進するため、地域まちづくり事業補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる実体を備え、その成果が期待できる団体とする。

- (1) 定款・寄付行為に類する規約を有すること。
- (2) 団体意思を決定、執行し、代表する機構又は機関が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (4) 団体活動の本拠地としての事務所を有すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の補助対象事業は、別表に掲げる地域づくり事業（複数の事業に係るものを含む。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、運営費、食糧費、慶弔費、予備的経費を除く当該補助事業に要する経費とする。ただし、団体の性格、事業等の特殊性により必要と認められる場合は運営費についても補助対象経費とする。

(補助金)

第5条 補助対象事業1件当りの補助金は、前条に定める補助対象経費から補助事業に関し生じる寄附金その他の収入を控除した額に100分の60を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(事前説明)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に中標津町地域まちづくり事業概要説明書（様式第1号。以下「説明書」という。）を町長に提出するものとする。

(事前審査)

第7条 町長は、前条の説明書を受理したときは補助金交付申請書類に先立ち、その内容等を事前に審査し、必要な調整をすることができる。

(事務処理)

第8条 補助金の事務処理に関しては、この要綱に定めるもののほか、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

地域づくり事業一覧

事業区分	事業内容
憩いの場づくり事業	1 自然、緑、歴史等を利用した憩いの場づくり 2 子供達の遊び場づくり 3 お年寄りのくつろげる場所づくり 4 公園づくり 5 散策路の整備 6 空地を利用した憩いの場づくり 7 その他、憩いの場づくりに係る事業
花と緑のまちづくり事業	1 緑豊かなやすらぎのあるまちづくり 2 花に囲まれた、楽しめるまちづくり 3 緑のネットワークづくり 4 緑の拠点づくり 5 緑の管理 6 その他、花と緑のまちづくりに係る事業
景観づくり事業	1 木や花による景観づくり 2 特色ある沿道景観の形成 3 山坂をいかした景観づくり 4 自然と調和した、美しい水辺空間の形成 5 自然景観の保全 6 美しい町並みの保全 7 景観ポイントの整備 8 その他、景観づくりに係る事業
自然環境保全事業	1 河川、湿原、海岸等、市街地周辺の自然環境の保全と利用 2 市街地内の自然環境の保全と利用 3 動植物にやさしい環境づくり 4 その他、自然環境の保全に係る事業
自然ふれあい推進事業	1 自然とふれあいの場の整備 2 自然観察の場の整備 3 自然とふれあえる公園づくり 4 その他、自然とのふれあいに係る事業
コミュニティ・交流活動推進事業	1 地域の特色をいかした交流の場づくり 2 公園等を利用したコミュニティの形成 3 世代の交流 4 イベント、祭り等の開催 5 その他、コミュニティ・交流活動に係る事業

